

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

### (平成17年度第3回) 議事要旨

#### 第1 日時

平成17年11月15日（火）午後1時30分

#### 第2 場所

仙台高等裁判所第2会議室

#### 第3 出席者

（委員） 河上正二・佐々木廣充・千葉勝郎（委員長）・樋口晟子・石井政治  
（庶務） 佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐  
（説明者） 秋葉仙台高裁事務局長

#### 第4 議題

- 1 平成17年度第2回仙台地域委員会議事要旨の確定について
- 2 提供された情報の取扱いについて

#### 第5 議事

- 1 平成17年度第2回仙台地域委員会議事要旨の確定について  
庶務案について、委員からの意見を踏まえて一部修正の上、確定された。
- 2 提供された情報の取扱いについて
  - (1) Aから提供された情報について  
裁判所から取り寄せた判決写しの内容を踏まえた上で、前回に引き続き審議がなされ、「これだけの分量で記載された顕名での情報であり、また、中央に集められる情報が少ない現状を踏まえた場合、地域委員会で情報を埋も

れさせるのではなく、中央に情報が集積されることに意義があるのだから、判決写しを資料として添付した上で中央の委員会へ送付すべきである。」

「取り寄せた判決写しを見ると、裁判官の適格性に欠けることはないものと思われる。判決写しにより、情報の重みがないことがはっきりしたので、中央への送付の必要はない。」、「判決の理由の記載も論理的で、非常に優秀な裁判官という印象を受けた。しかし、顕名で具体的な事実を記載した情報であることを考えた場合、取り寄せた判決写しによっても申し出の事実は確認できなかった等の地域委員会としての意見を付した上で、中央へ送付してはどうか。」などの意見が出された。その上で、委員長において、要旨「本件情報が指名の適否に関する情報足り得るかは疑問であるが、部分的にしろ、具体的根拠を示して、顕名で寄せられた情報であることから、送付することとしたものである（ただし、段階的評価の部分は除く。）」旨の地域委員会の意見を付した上で、中央に送付することで取りまとめがなされ、了承された。

## (2) Bほかから提供された14通の情報について

中央の第13回委員会議事要旨で示された「具体的な事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているもの」は中央へ送付することとしても、具体的な事実の指摘とはどの程度のものが求められているのか、本件各情報については具体的な事実の指摘がなされていると言えるのかが問題とされ、「制度が始まって間もない時期なので、情報の適格性の判断は中央の委員会に委ね、地域委員会としては原則として送付するという方針で臨むべきである。」

「各地域委員会において中央へ送付する基準が統一されるまでは、広い範囲で送付するのが相当である。」との意見、「地域委員会には情報の前さばきの役割が期待されているはずであり、裁判官の適格性判断に有益でない情報は送付する必要はない。」との意見などが出された。その上で、委員長において、「いずれの情報も評価の具体的な理由の記載が抽象的であり、評価の

根拠となる具体的な事実の記載がほとんどなく、指名の適否に関する情報足り得るかどうか少なからず疑問ではあるが、顕名による情報提供であることから、送付することとしたものである（ただし、段階的評価の部分は除く。）。」旨の地域委員会の意見を付した上で、中央に送付することで取りまとめがなされ、了承された。

### 3 檢察庁あての書簡について

前回の委員会において、検察庁に対し、情報の提供方法に関する地域委員会委員長名の書簡を発することとされたが、その内容は別紙のとおりとし、来年度の情報収集依頼文書の送付の際に併せて送付することで了承された。

(別紙)

平成 年 月 日

○○地方検察庁検事正 殿（※高検、各地検あて）

下級裁判所指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 千葉勝郎

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、当地域委員会から、貴庁に対し、裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について御依頼したところですが、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格な情報を広く収集するという観点に照らすと、庁として所属の検察官から情報を聴取するなどして取りまとめることは相当ではなく、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する検察官がいる場合には、当該検察官から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう、貴庁所属の検察官に対し周知していただきますようお願ひいたします。

敬具